

# 入国審査の迅速化・提出書類の簡素化(入管手続きの特例)

## 【審査の迅速化】

在留資格認定証明書交付申請に係る審査について、標準処理期間が1か月から3か月となっているところを、10日程度に短縮します。

### 審査期間

#### ● 通常の場合



1か月から3か月程度



#### ● 都の認定を受けた企業で 就労予定の場合

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri
1	2	3	4	5	6
8	9	10	11	12	13
15	16	17	18	19	20

10日程度!

## 【審査に係る提出書類の簡素化】

東京都が認定する企業\*に就労予定の外国人が入国管理局に在留資格認定証明書交付申請を行う際、企業認定申請に際して企業が東京都へ提出した書類のうち、在留資格の申請手続きに必要な書類が東京都から入国管理局に回付された場合には、重ねての提出は不要です。

\*「アジアヘッドクォーター特区内に設立された外国企業の認定に関する要綱」により認定を受けた企業

